

田辺市介護予防・日常生活支援総合事業における指定相当サービスの人員等に関する基準を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の6の規定に基づき、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号に規定する事業のうち、田辺市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第4条第1項第1号アに規定する事業（以下「指定相当訪問型サービス」という。）及び同号オに規定する事業（以下「指定相当通所型サービス」という。）に係る人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業 法第115条の45第1項各号に規定する事業をいう。
- (2) 指定相当サービス 指定相当訪問型サービス及び指定相当通所型サービスをいう。
- (3) 指定相当サービス事業者 市長が指定する指定相当サービス事業を行う者をいう。
- (4) 指定相当サービス事業所 指定相当サービス事業者が事業を行う事業所をいう。
- (5) 指定居宅サービス 法第8条第1項に規定する居宅サービスをいう。
- (6) 指定地域密着型サービス 法第8条第14項に規定する地域密着型サービスをいう。

(指定相当サービスの事業の人員等に関する基準)

第3条 指定相当サービスの事業の運営に関する基準は、この要綱に定めるもののほか、介護保険法施行規則第140条の63の6第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和6年3月15日号外厚生労働省告示第84号。以下「基準告示」という。）の定めるところによる。

(指定相当サービスの指定に関する基準)

第4条 基準告示第2条第5項で定める指定相当第一号事業実施者は、法人であって、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が田辺市暴力団排除条例（平成23年田辺市条例第15号）第2条に規定する暴力団、暴力団員若しくは暴力団員等又はそれらと密接な関係を有する者でないものとする。

(指定相当サービス事業者における人権擁護)

第5条 指定相当サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、人権擁護推進員を配置し、従業者に対し、人権の擁護、虐待の防止等に関する研修を実施しなければならない。

2 人権擁護推進員は、当該指定相当サービス事業所（以下第6項及び第7項において「事業所」という。）の職員（以下この条において「職員」という。）のうちから当該事業所の代表者又は管理者（以下この条において「代表者等」という。）が任命する。

3 人権擁護推進員は、他の職種と兼務することができる。

4 人権擁護推進員は、代表者等及びその他職員と協力して、次に掲げる業務に取り組むものとする。

(1) 職員の人権に対する正しい理解についての適切な指導及び相談支援相談

(2) 人権擁護に関する研修計画の作成及び当該計画に基づく研修の実施

(3) 職員の人権擁護に関する知識、技術の修得

5 人権擁護に関する研修は、1年に1回以上実施するものとする。ただし、天災により実施することができない等やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

6 人権擁護に関する研修の内容については、次のとおりとする。

(1) 高齢者の人権を尊重した処遇を行うため、法、老人福祉法（昭和38年法律第135号）、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）等における高齢者の人権等に関する理解を深め、高齢者の人権に配慮された処遇等について研鑽を行う。

(2) 高齢者への虐待等を防止するための対策や虐待等が発生した場合の対応についての認識を深める。

(3) 人権に関する各種資料等を活用し、事業所全体の人権擁護に係る知識・技能の向上を図る。

7 人権擁護に関する研修は、事業所の実情に応じて次の各号に掲げるいずれかの方法により実施することとする。なお、単独での実施が困難な場合等、複数事業所等が合同で実施しても差し支えない。

(1) 事業所内の具体的な事例を取り上げる等の職場内研修の実施

(2) 事業所外の研修を受講した人権擁護推進員等が、その研修で学んだことを事業所内の他

の職員に伝達する研修の実施

(3) 外部から講師を招いた研修の実施

(4) 人権擁護の推進に効果的と認められるその他の方法による研修の実施

8 和歌山県知事から指定を受けた指定居宅サービスの一の事業所又は市長から指定を受けた指定地域密着型サービスの一の事業所（以下この項において「主たる事業所」という。）において、併せて指定を受けている指定相当サービス事業所においては、主たる事業所において人権擁護推進員を配置していれば、配置しているものとみなす。

（衛生管理推進員）

第6条 指定相当サービス事業者は、基準告示第27条第1項及び第57条第1項に規定する衛生管理等について、衛生管理推進員を配置しなければならない。

2 前項に規定する衛生管理推進員の責務等については次のとおりとする。

(1) 衛生管理推進員は、指定相当サービス事業所（以下この項において「事業所」という。）の職員（以下この項において「職員」という。）である者のうちから事業所の代表者又は管理者（以下この項において「代表者等」という。）が任命する。

(2) 衛生管理推進員は、他の職務と兼務することができる。

(3) 衛生管理推進員は、代表者等及びその他の職員と協力して、次に掲げる業務に取り組むものとする。

ア 事業所において使用する設備等の衛生的な管理、衛生上必要な措置並びに医薬品及び医療機器の適正な管理

イ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備並びに職員に対する周知徹底

ウ 事業所内の衛生管理や感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修の実施

3 和歌山県知事から指定を受けた指定居宅サービスの一の事業所又は市長から指定を受けた指定地域密着型サービスの一の事業所（以下この項において「主たる事業所」という。）において、併せて指定を受けている指定相当サービス事業所においては、主たる事業所において衛生管理推進員を配置していれば、配置しているものとみなす。

（災害等発生時の対応）

第7条 指定相当訪問型サービス事業者は、災害等が発生した場合は、可能な範囲において、利用者の安否の確認、心身の状況等の把握に努め、田辺市等に報告を行うとともに、田辺市

等が行う利用者等への支援に協力しなければならない。

(非常災害対策)

第8条 指定相当通所型サービス事業者は、基準告示第56条第1項に規定する非常災害対策について、災害対策推進員を配置しなければならない。

2 前項に規定する災害対策推進員の業務等については、次のとおりとする。

(1) 災害対策推進員は、指定相当通所型サービス事業所（以下この項において「事業所」という。）の職員（以下この項において「職員」という。）である者のうちから事業所の代表者又は管理者（以下この項において「代表者等」という。）が任命する。

(2) 災害対策推進員は、他の職務と兼務することができる。

(3) 災害対策推進員は、代表者等及びその他の職員と協力して、次に掲げる業務に取り組むものとする。

ア 非常災害対策に関する知識の取得、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の整備並びにそれらの職員に対する周知徹底

イ 非常災害に関する具体的計画（以下この号において「防災計画」という。）の策定

ウ 防災計画に基づく、避難、救出その他必要な訓練の計画及び訓練の実施

エ ウに規定する訓練の結果等を踏まえた防災計画の点検及び必要に応じた計画の見直し

オ 災害発生時に必要な備品や備蓄等の点検及び確保

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第9条 指定相当サービス事業者は、当該指定相当サービス事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1か月前までに、次に掲げる事項を市長へ届け出なければならない。

(1) 廃止し、又は休止しようとする年月日

(2) 廃止し、又は休止しようとする理由

(3) 現に指定相当サービスを受けている者に対する措置

(4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

2 指定相当サービス事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内に当該指定相当サービス事業者の指定を受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定相当サービスの提供を希望するものに対し、必要な指定相当サービスが継続的に提供されるよう、地域包括支援センタ

一、他の指定相当サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(記録の保存期間)

第10条 基準告示第38条第2項及び第60条第2項の規定により整備した記録の保存期間は、同項の規定にかかわらず、その完結の日から5年間とする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。